

平成 26 年度 東京都立鷺宮高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成 26 年 10 月 1 日
校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくり
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す
- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携した取り組み

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、この組織を設置する。

イ 所掌事項

- 未然防止
- 早期発見
- 早期対応
- 重大事態への対処

ウ 会議

学期に 1～2 回程度の定例会議を開催し、情報の収集を図り、未然防止に努める。

エ 委員構成

校長、副校長、生徒部主任、学年主任、保健部主任、スクールカウンセラー

2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校だけでは解決が難しい事例等に対して、家庭や地域及び関係機関と連携し

た組織的な対応ができるようにサポート体制を確立し早期解決を図るため、この組織を設置する。

イ 所掌事項

- 問題行動への組織的対応
- 不登校生徒へのきめ細かい対応
- 暴力行為への毅然とした対応
- 未然防止のための取組の充実

ウ 会議

拡大生徒部会として月2回定例会議を開催し、保護者代表や関係機関代表との定例会議は、年3回開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生徒部主任、生徒部、学年生徒指導担当、スクールカウンセラー、スクールサポーター、青少年育成委員、保護者代表

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 「いじめは絶対に許さない」という学校の姿勢を校内研修により強化する。

イ HR や学年集会等でいじめに関する内容を取り上げ、いじめの防止を訴える取り組みを行う。(年2回以上)

ウ 家庭等と連絡を密にし、緊密な関係により、連携・協力体制を築く。

エ 人権教育・道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進による、いじめに向かない態度・能力の育成を図る。

(2) 早期発見のための取組

ア スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

イ アンケート調査や「いじめ発見チェックシート」を実施する。

ウ 定期的な個人面談を実施する。

エ 教育相談体制を充実させ、いじめを訴えやすい体制を整備する。

オ 教職員全体での情報の共有を図る。

(3) 早期対応のための取組

ア 教職員が一人で抱え込まず組織的に速やかな対応を行う。

- イ いじめを知らせてきた生徒等の安全を保障する対応を行う。
- ウ 被害生徒等のケアを踏まえた指導を実施する。
- エ 加害生徒等に教育的配慮に基づいた毅然とした態度による指導を実施する。
- オ 保護者、関係機関との連携による指導を実施する。

(4) 重大事態への対処

- ア 被害生徒の安全を確保する。
- イ 関係機関・専門家との連携による指導を実施する。
- ウ 事実関係を明確にするための調査等を実施し、教育委員会等へ報告する。
- エ 犯罪行為として認められる事案については、警察と連携して対応する。

5 教職員研修計画

- (1) 年2回以上の校内研修を実施する。
- (2) 教職員個々のいじめへの鋭敏な感覚醸成と指導力を高める。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校たよりや保護者会を活用し、いじめに関する情報提供を行い、家庭での話し合い等を通じて規範意識を養い、生徒をいじめから保護する。
- (2) 被害生徒、加害生徒の保護者に対するケアを実施する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) スクールサポーターとの日常的な連携(年6回以上)により、緊急時の連絡体制を整える。
- (2) 地域との連絡を密にし、未然防止、早期発見、重大事態への対処のための連携を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートにいじめに関する質問項目を設定し、潜在的ないじめが存在していないかを把握し、早期発見のために活用する。
- (2) いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針になっているか学校評価委員とともに検証する。